

《別冊資料》 1 選挙運動費用の公費負担制度Q&A

このQ&Aは、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものととなります。

その他の選挙(国政選挙、都道府県・市の選挙等)とは、制度の内容に相違がありますのでご注意ください。

- < 1 共通 > 4
- Q 1 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。... 4
- Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。 4
- Q 3 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。 4
- Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。 4
- < 2 自動車の借入れ > 4
- Q 1 公費負担の対象となるのは、どんな自動車ですか。 4
- Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担対象になりますか。 4
- Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。 4
- Q 4 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。 4
- Q 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。 5
- Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間は、どのように記載したらよいですか。 5
- Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。 5
- Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。... 5

- Q 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どれくらいの価格で契約をすればいいのですか。 6
- Q 10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。 6
- Q 11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。 6
- < 3 燃料の供給 > 6
- Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。 6
- Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。 6
- Q 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。 6
- Q 4 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。 6
- < 4 運転手の雇用 > 7
- Q 1 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。 7
- Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて運転手の雇用契約をする場合は、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。 7
- Q 3 選挙運動期間中複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。 7
- Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。 7
- Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。 7
- < 5 選挙運動用ポスターの作成 > 7
- Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか。 7
- Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。 7
- Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常はがきも一括で印刷してもらった場合併せて公費負担の対象となりますか。 8

- Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。 8
- Q 5 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。 8
- < 6 選挙運動用ビラの作成 > 9
- Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなビラですか。 9
- Q 2 選挙運動用ビラには、規格など制約がありますか。 9
- Q 3 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。 9
- Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。 9
- < 7 選挙運動用はがきの交付・郵送 > 9
- Q 1 選挙運動用はがきの交付又は郵送にあたって、注意すべき点がありますか。 9
- Q 2 選挙運動用はがきを路上で選挙人に手渡ししようと思いましたが可能ですか。 9
- Q 3 通常はがきの作成に要する費用について公費負担が受けられますか。 10

< 1 共通 >

Q 1 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用(作成)証明書は、いずれも実際に基づき使用(作成)するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付することになります。

Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。
(印影など一部非開示部分あり)

< 2 自動車の借入れ >

Q 1 公費負担の対象となるのは、どんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両となります。候補者一人につき1台となります。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分となります。

なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみとなります。

Q 4 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

か。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は、対象になりません。

車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間となります。したがって、選挙運動期間前の借入代金は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担対象の期間となります

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間は、どのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額(15,800円を超える場合は、15,800円)に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の制度上自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族(当該親族がレンタカー業を営む場合を除く。)からの借入れ。

イ ハイヤー契約による借入れ(自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約)

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どれくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものとなります。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度となりますので、契約内容(金額、数量等)の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q 10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q 11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

< 3 燃料の供給 >

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額(7,560円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番(登録番号)、④給油金額が記載されていることが必要となります。

< 4 運転手の雇用 >

Q 1 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて運転手の雇用契約をする場合は、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は、対象になりません。

Q 3 選挙運動期間中複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人となります。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費(宿泊代等)は、公費負担の対象になりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象になりません。

< 5 選挙運動用ポスターの作成 >

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか。

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象となります。

Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して選挙運動用ポスターを作成した場合その作成に要した費用は、全て公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります。)

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費等が考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常はがきも一括で印刷してもらった場合併せて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが、公費負担の対象となります。選挙運動用通常はがきの印刷費用は、対象となりません。

Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインでポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いてデザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合契約当事者間において合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要となります。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q 5 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)当該選挙における掲示場の数が40か所の場合

ア 条例の限度枚数	40枚	イ 条例の限度単価	8,288円
ウ 実際の作成枚数	100枚	エ 実際の作成単価	2,500円

【計算方法】

・(公費負担の対象枚数) ⇒ 枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
ア又はウの少ない方 ⇒ 40枚(A)

【正しい計算方法】

・(公費負担の対象単価) ⇒ 単価について、条例の限度と実際の単価を比較
イ又はエの少ない方 ⇒ 2,500円(B)
・(公費負担額)⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。

(A) (B)

40枚×2,500円＝100,000円(正しい請求金額)

【誤った計算方法】

「限度枚数(40枚)×限度単価(8,288円)」で算出される額『331,520円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数「ウ」と実際の作成単価「エ」を掛け合わせて算出した。

ウ エ

100枚×2,500円＝250,000円(誤った請求金額)

< 6 選挙運動用ビラの作成 >

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなビラですか。

A 公職選挙法第 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象となります。

Q 2 選挙運動用ビラには、規格など制約がありますか。

- A
- ・枚数…町長選挙 5,000 枚以内
町議会議員選挙 1,600 枚以内
 - ・種類…2 種類以内
 - ・規格…長さ 29.7cm × 幅 21cm(A4 版)以内 両面印刷が可能
 - ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載しなければなりません。
 - ・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。

A 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いてデザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

< 7 選挙運動用はがきの交付・郵送 >

Q 1 選挙運動用はがきの交付又は郵送にあたって、注意すべき点がありますか。

A 候補者は、選挙運動のために選挙運動用通常葉書を無料で頒布することができます。

選挙運動用通常葉書を使用できる枚数は、町議会議員選挙の場合 800 枚、町長選挙の場合 2,500 枚までと定められています。

選挙運動用通常葉書の交付は、粕屋南郵便局で専用葉書の交付を受ける方法又は手持ちの通常葉書(私製を含む)に粕屋南郵便局で選挙用の表示を受けて選挙郵便物にあてる方法があります。ただし、通常葉書を購入した場合、その代金は候補者の負担となります。

差し出す場合は直接ポストに入れないで、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて粕屋南郵便局の窓口へ差し出してください。郵便ポストに入れても配達されません。

不明な場合は、宇美町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

Q 2 選挙運動用はがきを路上で選挙人に手渡ししようと思いますが可能ですか。

A 通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。

通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

Q 3 通常はがきの作成に要する費用について公費負担が受けられますか。

A 選挙運動用通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっていますが、町長選挙、町議会議員選挙においては、公費負担の対象外となります。